

オオノ開発株式会社 東温事業所 設備一覧

令和3年2月5日

設置場所：愛媛県東温市河之内字大小屋乙628番地1外

施設の種類	処理方式	処理能力	構造及び設備の概要	設置年月日	処理する産業廃棄物の種類
[がれき類の破碎施設]					
コンクリート破碎プラント (NRC)	2段破碎粒径選別式	2,400t/日 稼働時間:24時間/日	1次ジョークラッシャー 磁選機 電磁式吊下げ型 振動篩 傾斜型振動スクリーン 2次破碎機 ハルドパクト	平成22年5月31日	がれき類、「ガラスくず、コンクリート(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)くず及び陶磁器くず」(石綿含有廃棄物を除く)
自走式コンクリート 破碎施設	コマツ製BR350 JG	160t/時 稼働時間:8時間/日	ジョークラッシャー 振動グリズリフィーダ キャタピラ	平成11年11月30日	平成20年8月7日より 処分業の休止中
[木屑の破碎施設]					
木くずの破碎施設	ターニングスクリーン 付破碎施設	480t/日 稼働時間:24時間/日	破碎機 磁選機 ターニングスクリーン 集塵機 コンベア	平成23年3月29日	木くず
[汚泥の固化破碎施設]					
セメント固化破碎施設	セメント混練固化式	210m ³ /日 稼働時間:24時間/日	鉄筋コンクリート製貯留槽 210m ³ バックホーPC120UU セメントサイロ 30t 混練バケットBM04	平成11年11月30日	汚泥
自走式固化処理施設	コマツ製BZ200	80m ³ /日 稼働時間:8時間/日	固化材ホッパ ソイルカッター 3軸ロータリーハンマー キャタピラ	平成11年11月30日	汚泥(建設現場から発生する無機汚泥に限る。)

施設の種類	処理方式	処理能力	構造及び設備の概要	設置年月日	処理する産業廃棄物の種類
[ばいじんの混合造粒固化施設]					
混合造粒固化施設	乾式混合造粒固化式	324t／日 稼働時間:24時間/日	原料受入サイロ 200m ³ ×2基 添加剤サイロ 100m ³ ×2基 ミキサー 4,000L ベルトコンベア 集塵機 製品貯留ピット 400m ³ ×3基	平成21年10月20日	ばいじん(大気汚染防止法に規定するボイラー室から排出されたものに限る。)
混合造粒固化施設	乾式混合造粒固化式	486t／日 稼働時間:24時間/日	原料受入サイロ 300m ³ ×3基 添加剤サイロ 100m ³ ×2基 ミキサー 6,000L ベルトコンベア 集塵機 製品貯留ピット 300m ³ ×3基	平成23年8月26日	ばいじん(大気汚染防止法に規定するボイラー室から排出されたものに限る。)
[石膏ボードの分離施設]					
分離施設	分離・細粒	28t／日 稼働時間:8時間/日	1次分離機 2次分離機 整粒・細粒化ローラ 磁力選別機 トロンメル選別機	平成15年7月5日	「ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず」(廃石膏ボードに限る。)
[切断施設]					
切断施設	油圧破碎	345t／日 稼働時間:24時間/日	装着台車バックホー0.7クラス 油圧破碎機	平成4年3月25日	金属くず

施設の種類	処理方式	処理能力	構造及び設備の概要	設置年月日	処理する産業廃棄物の種類
[焼却施設]					
焼却・焼成施設	向流式ロータリーキルン	120t／日×2基 稼働時間:24時間/日	向流式ロータリーキルン 熱風発生炉 ドラム燃焼室 5箇所 木質チップ炭化炉 1t/時 2次燃焼炉 2基 水冷式減温機 2基 バグフィルター 2基 蒸気タービン型発電機 ロータリークーラ 2基 固定室S及びL 鉄製煙突 40m×2本	平成23年3月25日	「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」、廃プラスチック類、廃油、木くず、紙くず、繊維くず、動植物性残さ、汚泥、廃酸、廃アルカリ、動物系固形不要物、金属くず、燃え殻、ばいじん、鉱さい、ゴムくず 特別管理産業廃棄物：廃油、廃酸、廃アルカリ、感染性産業廃棄物
焼却施設	乾留式2段燃焼炉	12.8 t／日 稼働時間:22時間/日 火床面積:20.82m ²	水冷式乾留炉 2次燃焼炉 助燃バーナー 水冷式減温機 バグフィルター 鉄製煙突 51m	平成8年8月8日	「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」、廃プラスチック類、廃油、木くず、紙くず、繊維くず、動植物性残さ、汚泥、廃酸、廃アルカリ、動物系固形不要物、金属くず、燃え殻、ばいじん、鉱さい 特別管理産業廃棄物：廃油、廃酸、廃アルカリ、感染性産業廃棄物
無害化施設	不溶化 分解 溶解	0.1m ³ ／日 3.0m ³ ／日 3.0m ³ ／日 処理時間:8時間/日	濾過器 遠心機 スターラー 振とう機 ホットプレート pH計 ORP計	平成26年6月18日	特別管理産業廃棄物：廃酸、廃アルカリ、汚泥、燃え殻、ばいじん

施設の種類	処理方式	処理能力	構造及び設備の概要	設置年月日	処理する産業廃棄物の種類
[最終処分施設]					
管理型処分場	管理型埋立処分	3,087,100m ³	吹付ウレタン遮水工法 (DSC工法) ベントナイト混合土遮水工 浸出水処理施設 (硝化液循環膜分離活性汚泥法、処理能力2,000m ³ /日)	平成17年2月17日 変更許可 平成30年5月25日	燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、金属くず、鋳さい、ばいじん、「ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)&及び陶磁器くず」、がれき類、産業廃棄物を処分するために処理したもの、繊維くず、動植物性残さ、廃油(タールピッチ類に限る。)、ゴムくず 特別管理産業廃棄物：廃石綿等
浸出液処理施設	硝化液循環膜分離活性汚泥法	2,000m ³ /日	鉄筋コンクリート造 前処理+カルシウム除去+生物処理+膜処理+活性炭+消毒	平成14年5月10日	
浸透水調整池 (新安定型)	調整池 貯留槽	7,000m ³ 2,000m ³	鉄筋コンクリート造調整池 鉄筋コンクリート造貯留槽		
浸出液調整池	調整池	28,500m ³	遮水シート+鉄筋コンクリート造 貯留容量 14日分	平成17年11月1日	
処理水調整槽	貯水槽	2,400m ³	鉄筋コンクリート造1,200トン2槽		
新沈砂・洪水調整池	貯留式	18,000m ³ 17,000m ³	洪水調整容量 沈砂貯留容量	平成14年5月10日	

産業廃棄物処理施設設置許可証

平成21年 7月17日

住所 愛媛県松山市北梅本町甲184番地
 氏名 オオノ開発株式会社
 代表取締役 大野 照旺

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

愛媛県松山保健所長 山本 しげ子

許可の年月日	平成21年 7月17日	許可番号	21中局環第20-4号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類	(施設の種類) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第8号の2に定めるがれき類の破碎施設 1式 (処理する産業廃棄物の種類) がれき類 (ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。))及び陶磁器くず)		
設置場所	東温市河之内字大小屋乙628番31、乙628番37 東温市河之内字北引岩乙815番5、乙815番6、乙815番40、乙815番45、乙815番46		
処理能力	2,400 t/日 (100 t/時×24時間)		
許可の条件	特になし		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有 ・ 無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は、当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の使用前検査を受けること。		

産業廃棄物処理施設設置許可証

平成21年 7月17日

住所 愛媛県松山市北梅本町甲184番地
 氏名 オオノ開発株式会社
 代表取締役 大野 照旺

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

愛媛県松山保健所長 山本 しげ子

許可の年月日	平成21年 7月17日	許可番号	21中局環第20-3号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類	(施設の種類) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第8号の2に定める木くずの破碎施設 1式 (処理する産業廃棄物の種類) 木くず		
設置場所	東温市河之内字大小屋乙628番37		
処理能力	480t/日(20t/時×24時間)		
許可の条件	特になし		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有 ・ 無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は、当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員検査を受けること。		

産業廃棄物処理施設設置許可証

平成20年12月22日

住所 愛媛県松山市北梅本町甲184番地
 氏名 オオノ開発株式会社
 代表取締役 大野 照旺

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

愛媛県知事 加戸 守 行



許可の年月日	平成20年12月22日	許可番号	20循第3-2号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類	(施設の種類) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第3号、第5号、第8号及び第13号の2に定める産業廃棄物焼却施設 (SSH施設) 1基 (処理する産業廃棄物の種類) 廃プラスチック類、汚泥、木くず、紙くず、繊維くず、感染性廃棄物、廃油(特別管理産業廃棄物を含む。)、動植物性残さ、廃酸(特別管理産業廃棄物を含む。)、廃アルカリ(特別管理産業廃棄物を含む。)、動物系固形不要物、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)」及び陶磁器くず、燃え殻、ばいじん、鉱さい		
設置場所	東温市河之内字大小屋乙628番37、宇北引岩乙815番45		
処理能力	汚泥：3,711kg/時、廃油：2,063kg/時、 廃プラスチック類：66,576kg/日、その他の産業廃棄物：6,072kg/時		
許可の条件	特になし		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有	●	○
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は、当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

産業廃棄物処理施設設置許可証

平成16年7月1日

住所 愛媛県松山市中野町甲100番地
 氏名 オオノ開発株式会社
 代表取締役 大野 照旺

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

愛媛県知事 加戸守行



許可の年月日	平成8年6月7日	許可番号	第28-4号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類	(施設の種類) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第5号、第8号及び第13号の2に定める焼却施設 <div style="text-align: right;">2基</div> (処理する産業廃棄物の種類) 木くず、紙くず、繊維くず、動植物性算さ、廃油（特別管理産業廃棄物を含む。）、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」、廃プラスチック類、感染性産業廃棄物		
設置場所	温泉郡川内町大字河之内628番地1		
処理能力	12.8 t/日 × 2基		
許可の条件	特になし		
規則第11条第7項の規定による許可証の提出の有無	①	無	
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は、当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

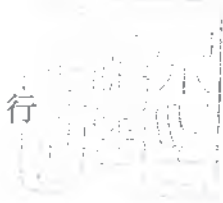
産業廃棄物処理施設設置許可証

平成17年2月17日

住所 愛媛県松山市中野町甲100番地
 氏名 オオノ開発株式会社 代表取締役 大野照旺

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

愛媛県知事 加戸守行



許可の年月日	平成17年2月17日	許可番号	16廃第9-6号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類	(施設の種類) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第14号ハに定める管理型産業廃棄物最終処分場 1基 (処理する産業廃棄物の種類) 燃え殻、ばいじん、汚泥、鉍さい、木くず、紙くず、「ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く)及び陶磁器くず」、金属くず、廃プラスチック類、廃石綿、処分するために処理したもの 以上11種類		
設置場所	東温市河之内字大小屋乙628番1		
処理能力	埋立面積 54,200m ² 埋立容量 1,184,000m ³		
許可の条件	維持管理に関する自らの計画を遵守すること。 ・浸出水処理水質 水素イオン濃度：6.0～8.5、生物化学的酸素要求量：10mg/l以下、浮遊物質量：10mg/l以下、全窒素：30mg/l以下、全リン：5mg/l以下 ・浸出水処理水質測定頻度 化学的酸素要求量：月1回 有害物質27項目：6月に1回		
規則第11条第7項の規定による許可証の提出の有無	有 (無)		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は、当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		



産業廃棄物処理施設変更許可証

平成30年5月25日

住所 愛媛県松山市北梅本町甲184番地
氏名 オオノ開発株式会社
代表取締役 大野 剛嗣 様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の6第1項の規定により、変更の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

愛媛県知事 中村 時 広



許可の年月日	平成30年5月25日	許可番号	29循第634号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）	(施設の種類) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第14号ハに定める管理型産業廃棄物最終処分場 1基 (処理する産業廃棄物の種類) ①燃え殻、②汚泥、③廃油（タールピッチ類に限る。）、④廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、⑤紙くず、⑥木くず、⑦繊維くず、⑧動植物性残さ、⑨ゴムくず、⑩金属くず、⑪「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」（石綿含有産業廃棄物を含む。）、⑫鉱さい、⑬がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、⑭ばいじん、⑮産業廃棄物を処分するために処理したもの、⑯廃石綿等 以上16種類		
設置場所	愛媛県東温市河之内字大小屋乙628番1		
処理能力	埋立面積： 90,300m ² 埋立容量：3,087,100m ³		
許可の条件	特になし		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有 無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は、当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		